

# 秋田県あきた未来創造部地域の元気創造課関係補助金等交付要綱

## (趣旨)

第1条 秋田県あきた未来創造部地域の元気創造課の補助金、交付金(以下「補助金等」という。)については、秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助金等の名称等)

第2条 補助金等の名称、交付目的、交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の種類、補助金等の率又は額、補助事業等を行う者(以下「補助事業者」という。)、交付申請書及び実績報告書の提出期限及びその提出先等は、別表第1に定めるとおりとする。

## (補助金等交付申請書等)

第3条 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の補助金等交付申請書には、次に掲げる書類又は各補助事業実施要領等に定める書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)

## (補助金等の交付条件等)

第4条 補助金等の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助金等を目的外に使用しないこと。
  - (2) 次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
    - ア 補助事業等の内容を変更(別表第2に掲げる軽微な変更を除く。)するとき
    - イ 補助事業等を中止、又は廃止するとき
  - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令を確実に履行すること。
- 2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 交付条件等変更承認申請書(様式第4号)
  - (2) 補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)
- 3 第1項第3号の規定による知事への報告は、補助事業等実施状況報告書(様式第6号)によるものとする。

## (交付決定通知)

第5条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金等交付決定通知書(様式第7号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更書(様式第8号)によるものとする。

## (状況報告)

第6条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業遂行

状況報告書（様式第9号）により、別に定める期日まで提出するものとする。

（実績報告書）

第7条 財務規則第255条に規定する実績報告書は、様式第10号によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類又は各補助事業実施要領等に定める書類を添付するものとする。

(1) 事業実績書（様式第11号）

(2) 収支精算書（様式第12号）

(3) その他知事が必要とし提出を求める書類（収入・支出に係る領収書等の証拠書類等）

（補助金等の請求及び概算払並びに前金払）

第8条 補助金等の請求は、請求書（様式第13号）に、請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

2 財務規則第258条の規定により、概算払又は前金払をすることができる補助金等は、別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第14号）に請求書を添えて提出するものとする。

（増改築に伴う手続き）

第9条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新、利用規模又は利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業等で取得した施設等の増改築（模様替え）届（様式第15号）により、知事に届け出るものとする。

（財産処分の制限等）

第10条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、別表第4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後、同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第16号）によるものとする。

3 知事は第1項の承認をする場合は、補助事業者に、財産の処分による収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額の納付を、補助事業者に対して命ずることができる。

（手続きの一部省略）

第11条 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金等は、別表第5に定めるとおりとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成29年12月6日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

## 別表一覧

別表第 1	．．．．．	地域の元気創造課関係補助金等一覧
別表第 2	．．．．．	知事の承認を必要としない「軽微な変更」
別表第 3	．．．．．	概算払（前金払）をすることができる補助金等
別表第 4	．．．．．	処分を制限する財産
別表第 5	．．．．．	手続きの一部を省略できる補助金等

## 様式一覧

様式第 1 号	．．．．．	補助金等交付申請書
様式第 2 号	．．．．．	事業実施計画書
様式第 3 号	．．．．．	収支予算書
様式第 4 号	．．．．．	交付条件等変更承認申請書
様式第 5 号	．．．．．	補助事業等中止（廃止）承認申請書
様式第 6 号	．．．．．	補助事業等実施状況報告書
様式第 7 号	．．．．．	補助金等交付決定通知書
様式第 8 号	．．．．．	補助金等交付決定変更書
様式第 9 号	．．．．．	補助事業等遂行状況報告書
様式第 10 号	．．．．．	補助事業等実績報告書
様式第 11 号	．．．．．	事業実績書
様式第 12 号	．．．．．	収支精算書
様式第 13 号	．．．．．	請求書
様式第 14 号	．．．．．	補助金等概算払（前金払）申請書
様式第 15 号	．．．．．	補助事業等で取得した施設等の増改築（模様替え）届
様式第 16 号	．．．．．	取得財産目的外処分承認申請書

## 地域の元気創造課関係補助金等一覧

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	交付申請書の提出期限	実績報告書の提出期限	提出先及び経由機関
元気なふるさと秋田づくり活動支援事業補助金	県民の自主的・自発的な地域づくりへの取組を促進するため、地域づくり活動や人材育成等に取り組むグループに助成する。	元気なふるさと秋田づくり活動支援事業	別に定める	民間グループ	別に定める	事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い期日	地域の元気創造課 (地域振興局)
コミュニティビジネス立ち上げ推進補助金	コミュニティビジネス立ち上げに要する経費に対する助成。	地域協働連携推進事業	別に定める	市民活動団体等	別に定める	事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日	地域の元気創造課
コミュニティビジネス立ち上げ推進補助金(市民活動支援分)	広く県民から寄付等原資を募りボランティア・市民活動団体に助成することを目的とする「あきたスギッチファンド」に対する助成。	地域協働連携推進事業(市民活動支援分)	別に定める	NPO法人あきたスギッチファンド	別に定める	事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月15日までのいずれか早い期日	地域の元気創造課
県民協働プロジェクト支援事業補助金	県民の発想による地域特性を活かした協働の取組を支援し、多様な主体の連携・協働による実践事業を推進する。	県民協働プロジェクト支援事業	別に定める	3つ以上の団体に構成する協議体	別に定める	別に定める	地域の元気創造課
GBビジネス進化事業費補助金	地域資源を活用した地域コミュニティの活性化及びソーシャルビジネスの実現を目的とする「NPO法人あきた元気ムラGBビジネス」が行う事業に対する助成。	GBビジネスでっけぐ進化事業	別に定める	NPO法人あきた元気ムラGBビジネス	別に定める	事業終了後1ヶ月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い期日	活力ある集落づくり支援室
「生涯活躍のまち」取組支援事業費補助金	県内におけるCCR導入の取組を促進させるため、民間企業等が行う事業への助成。	「生涯活躍のまち」取組支援事業	別に定める	民間事業者等	別に定める	別に定める	地域の元気創造課

知事の承認を必要としない「軽微な変更」

補助金等の名称	経費の配分の変更 (下記に掲げる変更以外の変更)	事業の内容の変更 (下記に掲げる変更以外の変更)
元気なふるさと秋田 づくり活動支援事業 補助金		補助対象経費の変更が20パーセント を超える増減かつ10万円以上の増減
コミュニティビジネス 立ち上げ推進補助 金		経費項目の新設又は廃止
コミュニティビジネス 立ち上げ推進補助 金(市民活動支援分)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費項目の新設又は廃止</li> <li>・補助対象経費の変更が20パーセン トを超える増減</li> </ul>
県民協働プロジェク ト支援事業補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費項目の新設又は廃止</li> <li>・補助対象経費の変更が30パーセン トを超える増減</li> </ul>
GBビジネス進化事業 費補助金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費項目の新設又は廃止</li> <li>・補助対象経費の変更が20パーセン トを超える増減</li> </ul>
「生涯活躍のまち」取 組支援事業費補助金	補助事業等に要する経費相互間の20 パーセントを超える増減かつ10万円 以上の増減	交付決定額の20パーセントを超える 増減

概算払(前金払)をすることができる補助金等

補助金等の名称	概算払(前金払)の額	交付時期
元気なふるさと秋田づくり活動支援事業補助金	交付決定額の1/2以内	別に定める
コミュニティビジネス立ち上げ推進補助金	交付決定額の1/2以内	別に定める
コミュニティビジネス立ち上げ推進 (市民活動支援分)	交付決定額の9/10以内	別に定める
県民協働プロジェクト支援事業補助金	交付決定額の10/10以内	別に定める
G B ビジネス進化事業費補助金	交付決定額の10/10以内	別に定める
「生涯活躍のまち」取組支援事業費補助金	交付決定額の1/2以内	別に定める

処分を制限する財産

補助金等の名称	財産の処分	処分の制限期間
コミュニティビジネス立ち上げ推進補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間
県民協働プロジェクト支援事業補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間
G B ビジネス進化事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間
「生涯活躍のまち」取組支援事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間

手続きの一部を省略できる補助金等

補助金等の名称	手続きを省略できる書類
元気なふるさと秋田づくり活動支援事業補助金	補助事業等遂行状況報告書
コミュニティビジネス立ち上げ推進補助金	補助事業等遂行状況報告書
コミュニティビジネス立ち上げ推進補助金 ( 市民活動支援分 )	補助事業等遂行状況報告書
G B ビジネス進化事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
「生涯活躍のまち」取組支援事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書



補助金等交付申請書

(記号及び番号)

年 月 日

(宛先)秋田県知事

住所(法人にあっては事務所の所在地)

氏名(法人にあっては代表者職氏名) 印

年度において次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等申請額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助事業等の実施期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

注 (1) 1及び2は、要綱別表第1に掲げる事項と同一の記載内容とする。

(2) 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は別紙により添付のこと。

## 事業実施計画書

事業区分	事業費	事業内容
計		

## 収 支 予 算 書

収 入 の 部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 (精算額) 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

支 出 の 部

(単位:円)

区分	本年度 予算額	前年度 (精算額) 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

## 交付条件等変更承認申請書

(記号及び番号)

年 月 日

(宛先)秋田県知事

住所(法人にあっては事務所の所在地)

氏名(法人にあっては代表者職氏名) 印

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助金等の交付条件等について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金等変更申請額 \_\_\_\_\_ 円

5 変更を受けたい理由

注 (1) 当初計画と変更計画を明確に区分して記載した変更事業計画及び変更経費を添付すること。

(2) 記載方法は黒二段書とし、当初計画を上段( )書で、変更計画を下段に記載すること。

補助事業等中止(廃止)承認申請書

(記号及び番号)

年 月 日

(宛先)秋田県知事

住所(法人にあっては事務所の所在地)

氏名(法人にあっては代表者職氏名) 印

年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助事業等を中止  
(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 中止(廃止)する理由

5 中止(廃止)する部分

## 補助事業等実施状況報告書

(記号及び番号)

年 月 日

(宛先)秋田県知事

住所(法人にあっては事務所の所在地)

氏名(法人にあっては代表者職氏名) 印

年 月 日付け指令 第 号によって交付決定を受けた補助事業等が実施期間内に完了(遂行)が困難となったので、指示されるよう報告します。

1 補助金等の名称

2 補助金等決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 指示を受ける内容

4 指示を受ける理由(事業遂行状況)

## 補助金等交付決定通知書

指令 第 号  
年 月 日

住 所(法人にあっては事務所の所在地) 様  
氏 名(法人にあっては代表者職氏名)

秋 田 県 知 事 印

年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第250条の規定により、通知します。

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

### 交付決定額の内訳

補助等対象事項	事業費総額	交付決定額		自己負担
		国費	県費	
計				

2 補助事業等の目的

3 交付条件

補助金等交付決定変更書

指令 第 号  
年 月 日

住 所（法人にあっては事務所の所在地）  
氏 名（法人にあっては代表者職氏名） 様

秋 田 県 知 事 印

年 月 日付け指令 第 号をもって通知した補助金等の交付決定を次のとおり変更することに決定したので、秋田県財務規則第252条の規定により、通知します。

- 1 変更する事項
- 2 変更の範囲
- 3 変更の理由
- 4 変更による新たな条件  
交 付 額

項 目	変 更 前				変 更 後			
	事業費	補助金等	内訳		事業費	補助金等	内訳	
			国庫	県			国庫	県



## 補助事業等遂行状況報告書

(記号及び番号)

年 月 日

(宛先) 秋 田 県 知 事

住 所 (法人にあっては事務所の所在地)

氏 名 (法人にあっては代表者職氏名) 印

年 月 日付け指令 第 号で補助金等決定通知のあった補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称 (種類)

2 補助金等交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

3 実施状況

補助事業名	年間計画			月 日現在実施状況			進捗率	着 手 年月日	完 了 予 定 年月日	備 考
	事業量	事業費	補助金 等交付 決定額	事業量	事業費	補助金 等 受領額				
		円	円		円	円	%			

## 補助事業等実績報告書

（記号及び番号）

年 月 日

（宛先）秋 田 県 知 事

住 所（法人にあっては事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては代表者職氏名） 印

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助金等決定額 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金等実績額 \_\_\_\_\_ 円

5 差引増減額 \_\_\_\_\_ 円

6 交付決定年月日 年 月 日

7 交付決定通知書指令番号 指令 第 号

8 補助事業等終了日 年 月 日

## 事業実績書

事業区分	事業費	事業内容
計		

## 収 支 精 算 書

収 入 の 部

( 単 位 : 円 )

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

支 出 の 部

( 単 位 : 円 )

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
計					

請 求 書 ( 概算払・前金払 )

平成 年 月 日

( 宛 先 ) 秋 田 県 知 事  
( 地方公所の長 )  
( 課名 )

債権者 住 所  
( T E L )  
商号又は名称  
氏 名

印

次のとおり請求します。

請 求 金 額      ¥ \_\_\_\_\_

内 訳	契 約 ( 指 令 ) 金 額	¥
	前 回 受 領 額	¥
	今 回 請 求 額	¥
	今 後 請 求 予 定 額	¥
経費の内訳		
( 平成 年 月 日付け指令第 号による補助金等 )		
支 払 方 法	口座振替払・隔地払・その他 ( )	
□ 座 振 替 払 の 振 込 銀 行 及 び □ 座 番 号	銀行	支店
隔地払の支払場所	銀行	支店
摘 要		

補助金等概算払 ( 前金払 ) 申請書

( 記号及び番号 )

年 月 日

( 宛 先 ) 秋 田 県 知 事

住 所 ( 法人にあっては事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては代表者職氏名 ) 印

補助金等の概算 ( 前金 ) 払について ( 申請 )

年 月 日付け指令 第 号により補助金等の交付の決定を受けましたが、補助金等交付の決定の内容及び補助の条件に従い事業を完全に遂行しますから、補助金等の概算 ( 前金 ) 払を受けたく申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 補助金等の決定額 円

5 既 受 領 額 円

6 今 回 請 求 額 円

7 概算 ( 前金 ) 払を申請する理由

## 補助事業等で取得した施設等の増改築（模様替え）届

（記号及び番号）

年 月 日

（宛先）秋 田 県 知 事

住 所

氏 名

印

平成 年度において、 事業で取得し、又は効用が増加した施設等を増（改）築（模様替え）したいので、次のとおり届け出ます。

### 1 増築等（模様替え）の理由

### 2 増築等（模様替え）に係る施設等の概要

（1）施設等の所在地

（2）施設等の構造、規格、規模等

（3）事業費（全体）

補助金 円

その他の負担額 円

（4）取得年月日 年 月 日

### 3 増築等（模様替え）の概要

（1）増築等（模様替え）施設の構造、規格、規模等

（2）増築等（模様替え）に係る事業費 円

（3）工 期 着工予定時期 年 月 日

完成予定時期 年 月 日

（4）増築等（模様替え）の効果

### [ 添付資料 ]

- 1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書
- 2 現況写真
- 3 その他知事が必要と認める書類

## 取得財産目的外処分承認申請書

( 記号及び番号 )

年 月 日

( 宛 先 ) 秋 田 県 知 事

住 所 ( 法人にあっては事務所の所在地 )

氏 名 ( 法人にあっては代表者職氏名 ) 印

補助事業等により取得 ( 効用の増加 ) した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

2 補助事業等の種類

3 補助事業等実施年度

4 財産の制限期間 年 月 日から 年 月 日まで

5 目的外処分の内容

注) 上記の「5 目的外処分の内容」については、目的外の使用・譲渡・交換・貸付・担保のうち、該当するものを記載すること。